

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省27-6-2)

施策名	6-2 製品安全			担当部局名	商務流通保安グループ製品安全課			政策評価実施予定時期	平成28年8月	
施策の概要	製品安全関連4法を着実に実行するとともに、事業者・消費者の製品安全に関する自主的な取組を促進する。						政策体系上の位置付け	6 保安・安全		
達成すべき目標	製品事故の拡大・再発防止から未然防止にいたるまで、幅広く事故防止が図られる環境を構築する。				目標設定の考え方・根拠	消費生活用製品安全法第1条において「一般消費者の生命又は身体に対する危害防止を図る」と規定されている。				
施策の予算額(執行額) (百万円)	25年度	26年度	27年度	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-				
	483の内数 (372の内数)	484の内数 (432の内数)	531の内数							

【測定指標】

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標(項目)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
	1 重大製品事故の報告件数	1,077件	24年度	前年度比減	-	-	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減		前年度比減
				1,077件	941件	892件	-					
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 製品安全関連4法の執行状況	試買テスト・製品安全セミナーの実施		27年度		製品事故防止を目的とする製品安全関連4法の執行状況を測定指標とすることで、施策の達成状況を確認することができる。試買テストの実施によって、市場に流通する製品の安全性を確認することができる。また、製品安全セミナーの実施によって、製品安全に関する周知・広報を行い、製品安全文化の醸成に繋がる。							

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始年度	関連する指標	達成手段の概要等	再掲	平成27年 行政事業 レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度					
1 商取引適正化・製品安全に係る事業	473 (364)	473 (424)	520	平成21年度	1	①商取引適正化・製品安全に関する調査研究 特定商取引法、商品先物取引法等に関する消費者問題や取引実態に関する調査、「リコールハンドブック」の改訂に向けた調査等 ②商取引適正化・製品安全に係る普及・啓発事業 製品安全優良企業表彰事業や製品安全人材育成、消費者教育に関する普及・啓発事業等 ③製品安全関連法の施行 製品安全4法に係る試買テストや事故情報の評価・分析、新たな規制対象品の技術基準の策定や試験方法の検討等	-	0518
2 省エネルギー機器に係る特定製品安全性調査事業	20 (17)	30 (27)	30	平成25年度	1	電気用品安全法の対象品目のうち、LED照明等、省エネルギーに資する電気用品を市場から買い上げ、電気用品の技術上の基準に基づいた安全性調査を実施。急速に普及が進む省エネルギー機器について、安全基準への適合状況や適切な表示等について、技術的な検査を行うことで、安全基準を満足しない不安全な製品が市場に流通することを防ぐ。検査の結果、基準を満たさない製品が市場に出回っている場合は、法に基づく回収等の措置を講じることにより、安全な省エネルギー機器の普及を促進する。	5-2 新エネ・省エネ	0407
3 ガス事業法の適切な運用	-	-	-	昭和29年度	2	ガス用品について、技術基準を定め、製造及び販売を規制する法律。	-	-

4	電気用品安全法の適切な運用	-	-	-	昭和36年度	2	電気用品について、技術基準を定め、製造及び販売を規制する法律。	-	-
5	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適切な運用	-	-	-	昭和40年度	2	液化石油ガス器具等について、技術基準を定め、製造及び販売を規制する法律。	-	-
6	消費生活用製品安全法の適切な運用	-	-	-	昭和48年度	2	消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品について、技術基準を定め、製造及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する措置等を講じる法律。	-	-